

奈良県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、馬司土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	野口 正博	大和郡山市馬司町一〇三三
〃	吉田 裕史	〃 一〇五四
〃	池田 定雄	〃 一〇五六
〃	辰巳 英史	〃 一〇三四―一
〃	増村 正司	〃 一〇〇〇
〃	片岡 秀訓	〃 一〇二六
監事	藤田 耕司	〃 一〇二四
〃	植村 寛	〃 一〇一七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	野口 正博	大和郡山市馬司町一〇三三
〃	吉田 裕史	〃 一〇五四
〃	池田 定雄	〃 一〇五六
〃	辰巳 英史	〃 一〇三四―一
〃	片岡 秀訓	〃 一〇二六
〃	植田 昌克	〃 一〇二八
監事	植村 寛	〃 一〇一七
〃	増村 正司	〃 一〇〇〇